

宮古島市における特定地域づくり事業協同組合制度検討会
設置要項

(名称)

第1条 この会は、宮古島市における特定地域づくり事業協同組合制度検討会（以下「検討会」という。）と称し、事務局を宮古島市産業振興局に置く。

(目的)

第2条 検討会は、宮古島市において、特定地域づくり事業協同組合制度（以下「制度」という。）について、制度に関心のある民間事業者が、制度に関する理解を深め、組合を設立する必要があるかどうかも含め、制度活用について検討することを目的に設置する。

(事業)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、制度に関する勉強会等を行う。また、勉強会等を通じて、制度に関する理解を深めた上で、民間事業者が主体となって制度を活用するか否かの検討を行うものとする。

(組織)

第4条 検討会は、制度に関心のある事業者で、かつ宮古島市内に事業の拠点を置く事業者は、自由に参加できるものとする。

2 検討会には、別表第1に掲げる機関及び団体をもって構成する幹事会を設置し、次に掲げる役割を担う。

- (1) 検討会の場づくりの検討に関すること。
- (2) 検討会の周知に関すること。
- (3) 検討会の運営に関すること。

(会議)

第5条 検討会は、幹事会において開催を決定し、関連事業者に周知することにより開催する。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、検討会に参加した民間事業者が主体となって制度を活用することが決定（組合設立に向けた準備会の設立）されるか、または、制度を活用しない方向性が定まるまでとする。ただし、その段階において、検討会幹事会が検討会の継続が必要と判断した場合には、検討会の設置を継続することができるものとする。

(経費)

第7条 検討会への参加に係る経費については、検討会に参加する機関及び団体において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

別表第1

宮古島市における特定地域づくり事業協同組合制度検討会 幹事会名簿

No	機関・団体	備考
1	宮古島市産業振興局	事務局
2	宮古島市農林水産部農政課	
3	宮古島市農林水産部畜産課	
4	宮古島市農林水産部水産課	
5	宮古島市観光商工部観光商工課	
6	宮古島市観光商工部交流推進課	
7	宮古島観光協会	
8	宮古島商工会議所	
9	伊良部商工会	
10	宮古島漁業協同組合	